令和４年　第２回

宿毛市議会臨時会会議録

令和４年８月１２日開会
令和４年８月１２日閉会

宿毛市議会事務局

令和４年第２回宿毛市議会臨時会会議録

目　　次

第　１日（令和４年８月１２日　金曜日）
議事日程……　1
本日の会議に付した事件……　1
出席議員……　1
欠席議員……　1
事務局職員出席者……　1
出席要求による出席者……　2
開　　会（午前１０時０１分）
○日程第１　会議録署名議員の指名……　3
○日程第２　会期の決定……　3
○日程第３　議案第１号から議案第６号まで……　3
（提案理由の説明）
市　　長……　3
質疑……　4
１　今城　隆議員……　4
都市建設課長……　4
今城　隆議員……　4
都市建設課長……　4
今城　隆議員……　4
都市建設課長……　4
今城　隆議員……　5
都市建設課長……　5
今城　隆議員……　5
都市建設課長……　5
今城　隆議員……　5
商工観光課長……　6
今城　隆議員……　6
２　川田栄子議員……　6
総務課長兼選挙管理委員会事務局長……　7
川田栄子議員……　7
総務課長兼選挙管理委員会事務局長……　7
川田栄子議員……　8
総務課長兼選挙管理委員会事務局長……　8

川田栄子議員…… 8
委員会付託省略…… 8
（議案第１号から議案第６号まで）
討論・表決…… 8
閉　　会（午前１０時４８分）

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

付　　録

議決結果一覧表…… 付－１

令和４年

第２回宿毛市議会臨時会会議録第１号

第１日（令和４年８月１２日　金曜日）

午前１０時　開議

１　議事日程

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第１号から議案第６号まで

議案第　１号　令和４年宿毛市一般会計補正予算について

議案第　２号　令和４年宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第　３号　令和４年宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第　４号　工事請負契約の締結について

議案第　５号　財産の取得について

議案第　６号　市道路線の廃止について

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

２　本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議案第１号及び議案第６号

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

３　出席議員（１３名）

１番　今　城　　隆　君	２番　堀　　景　君
３番　三　木　健　正　君	４番　川　田　栄　子　君
５番　川　村　三千代　君	７番　髙　倉　真　弓　君
８番　山　上　庄　一　君	９番　山　戸　　寛　君
１０番　岡　﨑　利　久　君	１１番　野々下　昌　文　君
１２番　松　浦　英　夫　君	１３番　寺　田　公　一　君
１４番　濵　田　陸　紀　君	

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

４　欠席議員

なし

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

５　事務局職員出席者

事務局長　　黒　田　　厚　君

議事係長　　桑　原　美　穂　君

庶務係主任　　宮　本　恵　里　君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

6　出席要求による出席者

市　　長	中　平　富　宏　君
副　市　長	岩　本　昌　彦　君
企　画　課　長	上　村　秀　生　君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	桑　原　　一　君
商工観光課長	長　山　敏　昭　君
土　木　課　長	澤　田　英　典　君
都市建設課長	小　島　裕　史　君
教　育　長	鎌　田　勇　人　君

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時０１分　開会

○議長（寺田公一君）　これより、令和４年第２回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、議長において、川村三千代君及び髙倉真弓君を指名いたします。

日程第２「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日１日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日１日と決定いたしました。

日程第３、議案第１号から議案第６号までの６議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君）　皆様、おはようございます。

本日は、令和４年第２回宿毛市議会臨時会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスの第７波によりまして、全国的に感染が急拡大しており、本市におきましても、連日、多くの感染者数が報告をされているところでございます。市民の皆様におかれましては、今後も引き続きまして、手洗いの励行、マスクの着用など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いを申し上げます。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第１号から議案第３号までの３議案は、令和４年度の一般会計、へき地診療事業特別会計及び定期船事業特別会計の補正予算についてでございます。

内容につきましては、へき地診療事業及び定期船事業において、借り入れしている地方債の償還に際し、当初予算編成時以降に借り入れた地方債の貸付利率が大きく上昇をしておりまして、９月１日の定期償還時における利子予算額に不足が生じる状態となっていることから、合計で２７万６，０００円を追加しようとするものでございます。

また、一般会計予算におきましては、この２つの特別会計予算への繰出金といたしまして、同額の２７万６，０００円を追加しようとするものでございます。

議案第４号は、工事請負契約の締結についてでございます。内容につきましては、道の駅すくもサニーサイドパークリニューアル工事について、契約の相手方及び契約金額が決定しましたので、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第５号は、財産の取得についてでございます。

内容につきましては、市職員の業務用パソコンを新たに購入するにあたり、予定価格が２，０００万円を超える財産の取得となることから、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第６号は、市道路線の廃止についてでございます。

内容につきましては、市道西谷線につきまして、道路法第１０条第３項において準用する同法第８条第２項の規定に基づき道路の路線を廃止することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（寺田公一君）　これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　１番、今城です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、道の駅すくもサニーサイドパークリニューアル工事について伺います。

まず、確認内容として、この請負工事について、落札予定価格、最低制限価格、落札価格、そして契約金額を確認させてください。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君）　都市建設課長、今城議員の質疑にお答えします。

議案第４号の入札における予定価格は、税抜きで２億４，４７０万円、最低制限価格は２億２，５１２万円、落札額は２億２，５１２万円、契約金額は落札額に消費税分の２，２５１万２，０００円を加えた２億４，７６３万２，０００円です。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　予定価格２億４，４７０万円、最低制限価格は２億２，５１２万円で、落札金額も２億２，５１２万円。そして、契約金額は、それに１０％加えた２億４，７６３万２，０００円ということですね。

それでは、最低制限価格で落札しているようですが、入札は何業者で、同額のくじ引きは何業者あったかをお聞かせください。

お願いします。

○議長（寺田公一君）　都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君）　お答えします。

入札には市内の建築業者５社が参加し、うち３社が最低制限価格と同額で応札したため、３社によるくじ引きを行い、竹村産業株式会社が落札者となりました。

くじ引きしました３社は、竹村産業株式会社、株式会社三幸建設、有限会社ヤマシタ工業の３社です。

以上です。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　確認します。

５社入札があり、３社が最低制限価格で同額くじ引きと。竹村産業、三幸建設、ヤマシタ工業ということですね。

再質問いたします。

公共工事で、落札価格が最低制限価格になることが割と頻繁にあるように思います。そのようになる原因があると思うんですけれども、その理由を、可能な限り教えてください。

お願いします。

○議長（寺田公一君）　都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君）　お答えします。

最低制限価格の設定基準については、事前に計算式を公表しておりますので、積算の精度が高ければ、最低制限価格も高い精度で算出することは可能です。

最低制限価格を算定する際、幾つかルールがございまして、その中の１つに、最低制限価格は予定価格の９２％を超えない額とするというルールがあります。

これは、最低制限価格を計算したとき、計算結果が９２％を超えて９２．１％や、９２．２％になる場合がありますが、上限の９２％を

超えないというルールに従って、最低制限価格は全て９２％の額になりますので、最近の入札の傾向として、最低制限価格が９２％の額になる場合や、入札参加者が予定価格の９２％で応札するといったケースが見られます。

サニーサイドパークも最低制限価格は予定価格の９２％でございまして、市役所新庁舎の入札をした際も、６社のくじ引きになっておりますが、このときも最低制限価格は９２％になっておりました。

今回の入札も、こういった複数の業者が最低制限価格を予定価格の９２％と推定し、応札されたケースの一つだと考えております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　了解しました。

つまり、最低制限価格が算出しやすいメカニズムがあるということですね。それに加え、基礎データの公表というのがさらにそれを多くしているということになろうかと思います。

今回、入札において、予定価格の公表、またはそのほかの直接工事費とか、共通建設費とか、現場管理費とか、一般管理費とか、そういう項目ありましたね。そういうものが公開されていたのか、よろしければ教えてください。

○議長（寺田公一君）　都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君）　お答えします。

予定価格につきましては、事前に公表をしております。

御質問のありました直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費につきましては、公表をしておりません。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　了解しました。

このさっき言った直接工事費等が分かれば、自動的に数値が出てくるということですが、それにしても、調べておりましたら、今年、市の発表した、令和４年３月１７日付文書で、最低制限価格の設定基準について、宿毛市の文書が出ています。

それを読んだら、今回は予定価格を公表すれば、まず９２％だろうなというのが出てくるんだろうと思いました。

ということで、９２％になる場合と、７５％になる場合の例を記載されていましたが、質問します。今回の落札価格は、予定価格の９２％で、予定価格の公表で事実上、最低制限価格の公表に等しくなってしまいますが、それで、こういう入札でよかったと思われますか。もしよければ答えてください。

○議長（寺田公一君）　都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君）　お答えします。

予定価格は公表しておりますが、予定価格の公表によって、先ほどの直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費が、逆算でピタッと出るものではございません。これは積算を細かく、おのおのの業者がして、それぞれの４つの金額をはじき出さないと、金額というのは算出が難しいかと思います。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　とはいっても、一応、読みましょうか。ご存知、当然そうでしょうけれども。

直接工事費の額、それから共通仮設費の額、現場管理費の額、一般管理費等の額に係数を一定数掛けて、これらの合計が予定価格の９２％以上ならば、最低制限価格は９２％になると。

これらの合計が７５％に満たない場合は、最低制限価格は予定価格の７５％と決められている。これが標準の計算です。

ぎりぎりのところは分かりにくいかもしれませんが、予定価格が分かれば、ほぼ的中できる

という範囲があるわけですね。

というのは、業者であればすぐに分かると思います。

ということで確認いたしました。

次の質問に移ります。

今回の落札価格は、予定価格の９２％であったが、今回の予定価格の公表で、事実上、最低制限価格の公表に等しくなってしまっていると考えます。

状況によっては、そうならない場合もあると思います。けれども、こういう仕組みではそういう範囲があると。事実上、そうなる範囲が、すぐに分かる範囲があると思われます。

これでは適正な競争とか、そういうものが失われてしまいますので、入札の意味が失われてしまうことになるように思います。公平かつ適正な競争が担保されるよう、今後も入札制度の適正な形というのも追及していってもらいたいと思っています。

このことは、これで終わりにします。

次の質問です。

最後に、サニーサイドパークの工事費について、当初から増額、３，８４６万７，０００円がありましたが、そのうち資材高騰分はどの程度あったか、お知らせください。

よろしくお願いします。

○議長（寺田公一君）　商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君）　商工観光課長、今城議員の質疑にお答えをいたします。

５月の臨時会におきまして、岡﨑議員の議案質疑でもお答えをさせていただいたところでございますが、増額のまず主な要因は、建設資材価格の高騰、及び基本設計時には見込んでいなかった設計内容の変更による工事費の増が挙げられます。

額にいたしますと、設計変更による増額がおよそ１，５００万円、建設資材価格の高騰による影響額はおよそ２，３００万円としております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君）　１番今城　隆君。

○１番（今城　隆君）　確認します。

設計変更に伴うものが１，５００万円程度、それから資材高騰分が２，３００万円程度ということでよろしいでしょうか。

以上、大体のいきさつがわかりましたので、ありがとうございました。

これで質疑を終わります。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　補正予算を議決するに当たり、若干、聞いてみたいことがございますので、お答えをいただきたいと思います。

私は、議案第２号別冊、令和４年度へき地診療事業特別会計補正予算（第１号）と、議案第３号別冊、令和４年度定期船事業特別会計補正予算（第１号）を、併せてお聞きいたします。

今回の補正は、説明がありましたように、へき地診療事業及び定期船事業において、地方債の償還に際し、当初予算編成時以降に借り入れた地方債の貸付利率が大きく上昇して、９月１日の定期償還時における利子予算額に不足が生じる状態となっていることの説明がございました。

へき地診療事業については、沖の島診療所に人工呼吸器、診療所のトイレや浄化槽の整備、超音波による画像機器などを整備しようとするものでございます。

そして、定期船事業においては、市営定期船の建造、母島待合所の整備等の事業であります。どれも必要が迫られている事業であると思っております。

そこでお聞きしたいのは、１点として、地方債の借入先についてお尋ねをいたします。

次に、利率の変化があったということでござ

いますので、当初予算の利率が幾らで、どう変わったのか。また、償還の方法、据置期間とか償還年限などをお聞きいたします。

３点目として、利率の変化に伴う利息の総額はどのように変化をしたのか、お尋ねをいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、川田議員の質疑にお答えいたします。

議案第２号別冊、令和４年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算（第１号）の８ページ。

第２款公債費、第１項公債費、２目利子、２２節償還金利子及び割引料の９，０００円、及び議案第３号別冊、令和４年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算（第１号）、８ページ。

第２款公債費、第１項公債費、２目利子、２２節償還金利子及び割引料、２６万７，０００円についてでございます。

御質問としましては、この起債の借入先、それから当初予算から今回の変更になった利率の関係、それからこの利率の変更に伴った利息の総額についての御質問でございます。

まず、１点目についての御質問でございますが、借入先についてですが、この地方債は財務省が国債を発行して調達した資金である財政融資資金を借り入れているものでありますので、借入先については、財務大臣でございます。

２点目の、利息の変更内容につきましては、へき地診療所特会においては、５年償還と１０年償還の事業債の活用しておりまして、５年償還の利率につきましては、０．００３％から０．００９％に、１０年償還の利率については、０．０３％から０．２％に変わっております。

定期船特会においては、１０年償還と２０年償還の事業債を活用しておりまして、１０年償還の利率につきましては、先ほど答弁いたしましたが、０．０３％から０．２％に。それから、２０年償還の利率につきましては、０．３％から０．６％の変更となっております。

この変更に伴いまして、利息全体額がどの程度変わるのかという御質問でございますが、へき地診療所特会におきましては、合計５万８，１７０円の増額。定期船特会におきましては、２９１万１，４８５円の増額となる見通しでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　再質疑をさせていただきます。

地方債の償還年限は、地方債を財源とした公共施設の耐用年数を超えないものとされています。

設置する医療機器、また改良する施設、船舶等、当該地方債の償還が料金などの収入により、賄われる期間内であることから、耐用年数はどのようになっているのかお尋ねします。

そして、国債ということでございますので、さらなる利率の上昇が予想される懸念について、どうなのかということをお尋ねいたします。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　総務課長、川田議員の再質疑にお答えいたします。

たしかに、耐用年数によって償還が変わってくるものがございます。

基本的には、起債においては、耐用年数より少し短めの償還になりますので、今回は１０年、２０年の起債を対応させていただいておりますが、ただ１０年の償還におきまして、その１０年に満たない耐用年数のものがあるということでございましたので、今回、耐用年数の５年の部分を対応させていただくしかなかったという状況でございます。

それから、今後の見通しという御質問ですが、現状において、どういうふうになってくるのかということは、こちらのほうでは把握し切れませんので、今後の展開においては、国の動向を見させていただくしかないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　もう少しお聞きしたいんですけれども。

これからの現状と言われましたけれども、これで決まったのか、固定利息としてこのままいくのか、それともまた国債に変動があった場合には、また変わるのかということをお聞きしているわけです。

このあたりは分かりませんですかね。教えてください。

○議長（寺田公一君）　総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君）　川田議員の再質疑にお答えいたします。

現在、起債として借入れさせていただいたものは固定金利でございますので、この金利が変わることはございません。

今後、借り入れするときの利率によって、借り入れをさせていただきますので、今後において、新たに借り入れするものにおいては、どんな動向にあるかわからないと。

今回のものは、固定金利でございます。

以上です。

○議長（寺田公一君）　４番川田栄子君。

○４番（川田栄子君）　以上で質疑を終わります。

○議長（寺田公一君）　以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前１０時２７分　休憩

－－－－－・・－－－－－・・－－－－－

午前１０時４５分　再開

○議長（寺田公一君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案６件については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　御異議なしと認めます。

よって、議案第１号から議案第６号までの６議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「議案第１号から議案第６号まで」の６議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第１号から議案第６号まで」の６議案を、電子表決により一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電　子　表　決）

○議長（寺田公一君）　表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君）　表決漏れなしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。

よって「議案第１号から議案第６号まで」の６議案は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会の日程は全て議了いたしました。

これにて、令和４年第２回宿毛市議会臨時会を閉会いたします。

午前１０時４８分　閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

宿　毛　市　議　会　議　長　　寺　田　公　一

議　員　　川　村　三千代

議　員　　髙　倉　真　弓

令和４年第２回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議　　案

議案番号	件　　名	議決月日	結　　果
第　１号	令和４年度宿毛市一般会計補正予算について	８月１２日	原案可決
第　２号	令和４年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	８月１２日	原案可決
第　３号	令和４年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	８月１２日	原案可決
第　４号	工事請負契約の締結について	８月１２日	原案可決
第　５号	財産の取得について	８月１２日	原案可決
第　６号	市道路線の廃止について	８月１２日	原案可決